

# 登録や廃車、名義変更の手続きについて

## 原動機付自転車・小型特殊自動車

### 手続きに必要なもの

#### 登録(購入した場合)

- ・販売証明書 ※販売業者の押印必須

#### 登録(転入した場合)

(前住所のナンバーを持っている場合)

- ・前住所のナンバープレート
- ・標識交付証明書

(前住所のナンバーの廃車手続きが済んでいる場合)

- ・廃車申告受付書

### 名義変更

(前所有者の廃車手続きと併せて行う場合)

- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書
- ・譲渡証明書 ※前所有者の押印必須

(前所有者の廃車手続きが済んでいる場合)

- ・廃車申告受付書
- ・譲渡証明書 ※前所有者の押印必須

#### 廃車

- ・ナンバープレート
- ・標識交付証明書

いずれの手続きも、

◎所有者の印鑑(認め印可)

◎申請者の本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

原動機付自転車・小型特殊自動車以外の  
手続きのお問い合わせ先

#### ○二輪車(125cc超)の

登録・廃車・名義変更手続きについて

■千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所

所在：千葉県野田市上三ヶ尾 207-22

電話：050-5540-2023

#### ○三輪・四輪の軽自動車の

登録・廃車・名義変更手続きについて

■軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所

所在：千葉県野田市上三ヶ尾 207-26

電話：050-3816-3117

#### ○(軽自動車以外の)自動車(普通自動車など)の 税金について

■松戸県税事務所

所在：千葉県松戸市根本7 東葛飾合同庁舎2階

電話：047-361-2112 (代表)

■自動車税事務所

所在：千葉県千葉市中央区問屋町1-11

電話：043-243-2721 (代表)

#### 【発行】

千葉県松戸市根本 387-5

松戸市 財務部 税制課

電話：047-366-7321 (直通)

FAX：047-360-1300

# けいじどうしゃぜい しゅべつわり 軽自動車税(種別割)

## 軽自動車税(種別割)とは

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を、毎年**4月1日**時点で所有(登録)している名義人に納めていただく税金です。

車両を、譲渡(あげた・もらった)・廃車・売却などをした場合は、4月1日までに名義変更や廃車手続きをしないと、1年分の税金がかかります!(月割り制度はありません)

市ホームページも

ご覧ください。



市ホームページ  
「軽自動車税(種別割)」



Q

友人に、原付バイクをあげる予定です。  
ナンバープレートと標識交付証明書、譲渡証明書を渡して、名義変更手続きを友人へ任せたいのですが、自分も同行しなければならないのでしょうか？

A

あげる人ともらう人双方の同意が、きちんとなされていて、必要書類が不備無く全て揃ってあれば、必ずしも、新旧所有者揃って来ていただく必要はございません。

ただし、

『友人にバイクをあげて、手続きを任せただけに、未だに税金の通知が自分宛てにくる』といった旨の問い合わせが例年、多く寄せられます。これは、その友人が名義変更手続きをしないまま、4月1日を過ぎたために起きてしまうことです。

こうならないためにも、可能な限り、**ご自身でナンバープレートの返納、自分名義の廃車手続きを行い**、廃車申告受付書と譲渡証明書を新所有者へ渡す、という方法をお勧めします。

これは、販売業者へ売る場合も同様のことが言えます。



Q

松戸市に転入してきました。  
原付バイクを持っていますが、何か手続きは必要でしょうか？

A

今まで使っていた(前住所地の)ナンバーの登録状況によって、必要書類が分かれます。

■ 下記 2 ケース共通の書類

→所有者の印鑑(認め印可)  
→窓口で手続きする人の本人確認できるもの  
(運転免許証、写真付きマイナンバーカード、パスポートなど)

■ 前ナンバーが廃車(返納)済みの場合

→廃車申告受付書

■ 前ナンバーが未廃車(未返納)の場合

→前ナンバープレート  
→前ナンバーの標識交付証明書

その他のよくある質問を  
市ホームページにまとめて  
ありますので、ご覧ください。



市ホームページ



Q

原付バイクの所有者が死亡した場合、どのような手続きが必要ですか？

A

名義を別の人にして引き続き車両を使用する場合(=名義変更)と、もう乗らないなどで廃棄(=廃車)する場で変わります。

■ 下記 2 ケース共通の書類

→所有者(=被相続人)と親族(=相続人)の相続関係が分かる戸籍謄本  
→相続人申立書 ※相続人の押印必須  
→標識交付証明書  
→窓口で手続きする人の本人確認できるもの

(運転免許証、写真付きマイナンバーカード、パスポートなど)

■ (名義変更)の場合の追加書類

→新所有者の印鑑(認め印可)  
→ナンバープレート ※ナンバーを変更したい場合

■ (廃車)の場合の追加書類

→ナンバープレート

『相続人申立書』は市ホームページに掲載してありますので、ダウンロードして印刷のうえ、ご記入ください。



市ホームページ